

(別 紙)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等の見直しを求める意見書（案）

長引くコロナ禍のもと、住民の生活は逼迫し続けている。本市にも8月20日よりまん延防止等重点措置が適用され、営業自粛や時短営業により、収入が下がった事業者は少なくない。

厚生労働省は、2020年度、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険料の減免について公表し、現在、各自治体においては保険料の減免等の対応がなされているところである。

特例措置は、コロナの影響で減収となった人の救済策で、1年間の収入が前年に比べ3割以上減少する見込みであること、前年所得が1,000万円以下であること、などの要件を満たすと保険料が減免される。しかし、現在この特例を巡り、「逆転現象」が起こっている。例えば、2020年の所得が300万円で2021年の収入が3割減少する見込みなら、国保料は全額免除(同一世帯で他に収入がない場合)となるが、2020年の所得がゼロで2021年の見込みもゼロであれば、「前年より所得が下がった」とされず、特例対象にはならない。これは、保険料の計算式は所得を掛け算するため、ゼロやマイナスの場合は軽減額を出せないことが原因であり、国保料のうち所得割はかからないが、均等割等を払う必要がある。

これは、当初の予想をはるかに超えるコロナ禍の長期化によって起こっている現象といえるが、この問題を解決するため、例えば前年の所得ではなく、コロナ前の所得を基準にする、または、所得ゼロの被保険者については均等割等の納付を免除するなど、制度設計の見直しを行う必要がある。

「ゼロやマイナスは所得が下がったとは言えないので救済の対象外」として生活に困窮する人を見放すのではなく、真に寄り添う制度の実現を目指し、下記の措置を講ずるよう、国に対し強く要望する。

## 記

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等制度について、見直しを図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 9 月 日  
高 松 市 議 会

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣

} 宛